

# 10月25日(日)は、 町長選挙の投票日です

箱根町長選挙は、10月25日(日)に行われます。  
私たちにとって最も身近で、大事な選挙です。みなさんの  
尊い一票を棄権することなく、投票しましょう。  
詳細については、回覧「まちだより」、町ホームページおよび10月に新聞折込される「選挙チラシ」を参照してください。  
なお、期日前投票所については、次のとおりです。

### ◆期日前投票所

○日時 10月21日(水)～24日(土)  
8時30分から20時まで  
○場所 役場分庁舎4階会議室

### ◆移動期日前投票所開設場所及び日時

山崎集会所駐車場	10月21日(水)10時から12時 10月24日(土)15時から17時
さくら館駐車場	10月21日(水)15時から17時 10月24日(土)10時から12時
星槎レイクアリーナ箱根駐車場	10月22日(木)9時から12時
仙石原文化センター駐車場	10月22日(木)14時から17時

新型コロナウイルス感染症対策として、ご自身で検温  
したうえでマスクを着用し、投票所へお越しください。  
体調の優れない場合は、係員に申し出てください。  
投票所の混雑状況等により、投票に時間がかかる  
場合がありますので、ご承知おきください。

### ◆投票所

投票区	投票所名
第1	役場本庁舎1階
第2	湯本小学校
第3	須雲川集会所
第4	温泉公民館
第5	大平台集会所
第6	社会教育センター
第7	宮城野公民館
第8	老人福祉センターやまなみ荘
第9	二ノ平自治会館
第10	仙石原文化センター
第11	箱根集会所
第12	元箱根集会所
第13	芦之湯集会所

※第3投票区の方は、「須雲川集会所」が投票所となります。

※「星槎レイクアリーナ箱根(旧第11投票区)」で投票していた方は、今回投票所が「仙石原文化センター(第10投票区)」に変更となります。

※投票所設営の関係で、10月24日(土)と25日(日)は、仙石原公民館の施設利用はできませんのであらかじめご了承ください。

照会先 選挙管理委員会  
☎85-7111 内線337

安全・安心まちづくり旬間  
10月11日(日)～20日(火)  
「みんなであそぼう」安心の街

安全・安心まちづくり旬間は、  
全国各地安全運動に合わせ、神奈川県下で一斉に安全で安心なまちづくりを促進する期間です。

### ○詐欺に気を付けよう

小田原警察署管内では、  
キャッシュカードをだまし取る詐欺被害が急増しています。  
手口としては、警察官や金融機関の職員を装い、「あなたの口座が不正に利用されています。セキュリティの強いキャッシュカードに交換しますので、今のカードと暗証番号を渡してください」などと言って自宅に訪問し、だまし取るうとします。  
他人にカードを預けたり、暗証番号を教えることは絶対にしないでください。  
不審な電話がかかってきたら警察や家族に相談しましょう。

### ○錠錠は必ずしよう

町内では、無錠錠の玄関や、勝手口、窓等から侵入し、金品などを盗む手口の空き巣や忍び込みが増えています。家

を離れるときはもちろんのこと、自宅にいるときでも、必ず錠錠しましょう。

### ○車上ねらいに気を付けよう

少しの間でも、車を離れるときは必ず錠錠をし、外から見えるところにはものを置かず、靴や貴重品を車内に置いたままにしないようにしましょう。

### 照会先

総務防災課(町民係)  
☎85-7160

### 10月19日(月)～25日(日)は 行政相談週間

行政相談週間行事の一環として、行政相談委員が中心となり行政相談所を開設します。(申込不要)  
日時 10月21日(水)13時30分～15時30分  
場所 社会教育センター  
内容 国の行政機関の業務、公団や公庫などの特殊法人、独立行政法人、国の補助に係る業務、県および市町村が国から法定受託している業務などに関する相談

### 相談員

行政相談委員(曾我眞、村上ちず子)  
※行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、皆さんの相談

相手として、国の行政機関などの業務に関する苦情の相談に応じ、相談者に必要な助言や関係機関へ苦情を通知するなど、問題の解決を促します。

### 照会先

総務防災課(町民係)  
☎85-7160  
総務省神奈川行政評価事務所  
行政相談課  
☎0570-090110

### 10月は食品ロス 削減推進月間です

おいしく食べて  
なくそう、食品ロス。  
「食品ロス」とは、本来まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことを言い、全国で年間約612万トンも発生しています。ご家庭での買い物や調理・食事、外食時の工夫等を通じて私たちにできることに取り組んでみましょう。

### 家庭での取組

冷蔵庫や食品庫にある食材を確認し、必要な分だけ購入して食べられる量を作りましょう。

### 外食時の取組

小盛りメニューやハーフサ

イズを活用し、食べきれる量だけ注文しましょう。

### 照会先

環境課  
☎85-9565

### 10月1日は「浄化槽の日」

浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されたのを記念して設けられました。  
浄化槽は、し尿や生活雑排水を処理するための施設として、下水道とともに普及しています。設置者(管理者)には、清掃・保守点検・法定検査を実施することが浄化槽法によって、義務付けられています。

### ○適正な維持管理のお願い

適正な維持管理を行わないと川や湖の水質が悪化する原因となり、生き物に影響を与えるかもしれません。  
・清掃は、浄化槽の種類により、回数が決まられています。年1～2回、清掃を行います。  
・保守点検は、浄化槽の種類により、回数が決まられています。年3～4回、保守点検を受けましょう。  
・法定検査は、浄化槽使用開始後

### 防災行政無線戸別受信機の販売について

現在、防災行政無線のデジタル化への整備を進めているところですが、防災情報伝達の強化の一環として、防災行政無線戸別受信機を希望される方へ販売します。  
購入を希望される方は、総務防災課までご連絡をお願いします。申込時には、ご住所お名前、連絡先をお知らせください。

### 申し込み受付期間

10月1日から

### 販売価格

15,800円(税込)

設置に際し電波の受信状況が不安定な場合、壁面に穴を開けるなどした上で屋外にダイポールアンテナを取付ける必要があります。その場合は、別途工事費用が16,500円(税込)かかります(本来の工事費用は33,000円ですが、町が補助し、半額の負担となっています)ので、あらかじめご理解の上、お申し込みください。  
※申し込み後、受信機の設置

3か月～8か月以内に設置後等の水質検査(第7条検査)、毎年1回の定期検査(第11条検査)を受けましょう。

### 照会先

環境課  
☎85-9565

### 公共下水道への接続のお願い

公共下水道が使用できる区域(宮城野・強羅・二ノ平・小涌谷・仙石原・箱根・元箱根の各一部)に住んでいて、公共下水道に未接続の場合は、公共下水道への接続をお願いします。  
下水道への切替工事は、必ず町の指定工事店へ依頼してください。

また、工事が始まる前に申請書を提出し、町の確認を得てから工事を開始してください。

なお、公共下水道への接続工事に要した費用について、補助金や貸付金の制度があります。

公共下水道が使用できる区域や町の指定工事店、補助金や貸付金の制度利用について知りたい場合など、疑問や不明な点があるときは、問い合わせください。

### 照会先

上下水道温泉課  
☎85-9567

には3か月ほどかかる予定ですのでご了承ください。

### 照会先

総務防災課(防災対策室)  
☎85-9562

### 令和2年度箱根町自治功労者等表彰式の開催および令和3年箱根町賀詞交換会中止について

例年、年始めに新春を祝い親睦を図る「賀詞交換会」を開催していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年の開催を中止します。

なお、本町発展のために尽力された方や善行・徳行のあった方々の表彰を行う「自治功労者等表彰式」は開催しますが、一般の方の参加は遠慮いただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 照会先

総務防災課  
☎85-9561

